

## 品川区地区計画等の案の作成手続に関する条例

昭和 60 年 12 月 14 日

条例第 25 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法および意見の提出方法を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

**第 2 条** 区長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置および区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

(説明会の開催等)

**第 3 条** 区長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催その他の周知措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

**第 4 条** 法第 16 条第 2 項に規定する者は、第 2 条の規定による公告のあつたときは、当該公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに、縦覧に供された地区計画等の原案に関する意見を文書により区長に提出することができる。

(委任)

**第 5 条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。